

在職中の傷病により、日常生活や仕事が制限されるような状態となった方

障害厚生年金は、 在職中でも支給されます

障害厚生年金は、在職中に初診日のある病気やケガにより、一定の障害状態（障害等級1～3級）と認定された場合に受け取ることができる年金です。認定されると、在職中であっても障害厚生年金が支給されます。

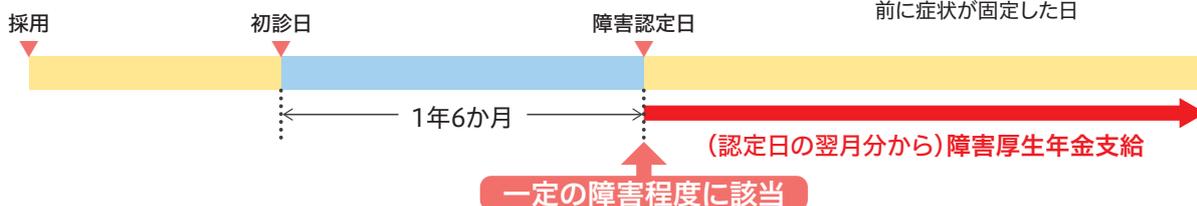
受給要件

次の①、②、③すべてを満たす必要があります。

- ① 初診日（※1）において組合員（厚生年金被保険者）であること
- ② 障害認定日（※2）に一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すること
- ③ 国民年金法における保険料の納付要件を満たしていること

※1「初診日」… 傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2「障害認定日」… 初診日から起算して1年6か月を経過した日または1年6か月経過前に症状が固定した日



一定の障害程度とは？

日常生活や労働において制限を受ける状態に至ったもので、障害程度により1級～3級に区分されます。おおむね次のような障害程度を指します。

障害等級(注)	1級	人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることができない程度
	2級	日常生活に著しい制限を受ける程度
	3級	労働に著しい制限を受ける程度

(注) 障害程度は国民年金法および厚生年金保険法に基づくもので、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

障害厚生年金の請求をするときは…

以下のポイントを確認の上、年金担当へお問合せください。

ポイント
1

初診日

重要!

障害等級の認定は、初診日から1年6か月後（＝障害認定日）時点の症状で判断されるため、初診の年月日が重要になります。医療機関等で正確な初診年月日を確認してください。

※初診日とは、その傷病について初めて医師の診療を受けた日です。医療機関ごとの初診ではありません。

ポイント
2

医療機関等の受診経過

障害等級の認定は、所定の診断書による書面審査です。診断書は障害認定日時点および現在（請求時点）のものがが必要です。転院している場合も含め初診日から現在まで、いつ、どこの医療機関を受診したかを確認してください。

ポイント
3

障害の状態

障害認定日と現在（請求時点）の症状が障害等級1～3級に該当する可能性があるか、主治医とよくご相談ください。

その他

- 障害等級1級または2級に認定された場合は、障害厚生年金のほか「障害基礎年金」も支給されます。
- 初診日が平成27年9月30日までにある場合の経過的職域加算額（共済年金）は、組合員期間中は支給停止となります。
- 障害年金は給料との併給調整はありません。ただし、傷病手当金を受給している方が障害年金を受給する場合、障害年金額を限度として、傷病手当金が調整されます。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828